

山縣市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札実施要領

令和6年4月1日

訓令甲第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、入札後に入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型制限付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事」という。）は、原則として予定価格が次の各号に定める金額以上のものとする。ただし、その内容が事後審査型入札に適さないものとして、山縣市建設工事請負業者選定委員会規程（平成15年山縣市訓令甲第20号。以下「委員会規程」という。）第1条に規定する山縣市建設工事請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）が決定したものを除く。

- (1) 土木一式工事 4,000万円
- (2) ほ装工事 2,500万円
- (3) とび・土工・コンクリート工事 2,000万円
- (4) 造園工事 1,500万円
- (5) 建築一式工事 5,000万円
- (6) 管工事 2,000万円
- (7) 水道施設工事 4,000万円
- (8) 電気工事 2,000万円
- (9) 前各号に規定する以外の工事 1,000万円

(入札公告)

第3条 事後審査型入札においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）に、山縣市契約規則（平成15年山縣市規則第44号）第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「参加申請書」という。）の提出方法及び提出場所
- (2) 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式第2号）及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法
(参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 山口市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (3) 山口市が発注する建設工事等に対応する建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による評定の総合数値が入札案件ごとに定める数値以上であること。
 - (4) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
 - (5) 対象工事に配置を予定している主任技術者又は管理技術者が適正であること。
 - (6) 山口市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成15年山口市訓令甲第22号）に基づく指名停止の期間中でないこと。
 - (7) 山口市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山口市訓令甲第13号）第3条各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (8) 個別の工事に応じて必要と認める資格があること。
- (入札参加申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、参加申請書を、公告の記載にしたがって市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が指定するインターネットを利用した入札による場合は、参加申請書の提出を省略することができる。

(開札)

第6条 事後審査型入札においては、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、かつ、第8条第1項の規定により落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行

い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

- 2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、落札決定を保留したうえで、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

（確認申請書等の提出）

第7条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に公告に示す確認申請書等の提出を求めるものとする。

- 2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日（山県市の休日を定める条例（平成15年山県市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に持参により提出するものとする。

- 3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

（入札参加資格要件の審査）

第8条 入札執行者は、前条第2項の規定により確認申請書等の提出があったときは、公告に示す入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

- 2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。
- 3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書（様式第3号）により取りまとめるものとする。

（落札決定の通知等）

第9条 入札執行者は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

- 2 入札執行者は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

山県市長

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



年 月 日公告の下記の事業に係る事後審査型制限付き一般競争入札に参加したいので、下記のとおり入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 仕様書番号

工 事 名

2 入札参加資格

（1）登録番号

（2）業 種

（3）総合評定値通知

書の総合評点値

3 配置予定技術者

（1）氏 名

（2）資 格

（注）2は、入札公告・入札説明書において示す入札参加資格要件に係る工種について記載すること。

様式第2号（第3条関係）

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

年 月 日

山県市長

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



工事名 _____ に係る事後審査型制限付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格要件の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

関係書類

- ☐ 同種工事の施工実績調書
- ☐ 配置予定技術者等の資格及び工事経験調書
- ☐ 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し
- ☐ その他指定された資料

（注）該当する書類の□にレ印をしてください。

様式第3号(第8条関係)

事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書

1 審査対象者

2 審査対象事業

(1) 仕様書番号

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) 工期

3 制限付き一般競争入札に参加できる者の資格

4 審査結果

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

山県市長



事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書

年 月 日付けで申請のありました事後審査型制限付き一般競争入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適格と認められましたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 仕様書番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 不適格となった理由

(注意)

この通知に疑義がある場合は、山県市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第9条第3項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日(市の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができます。